（様式第２）

文　書　番　号

年　　月　　日

申請者の名称及び

　　　　代表者氏名　　　　宛て

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理　事　長　名

交付決定通知書

　　年　　月　　日付け第　　号で申請がありました安定供給確保支援基金事業費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

記

１　助成金の対象となる事業及び内容

　　年　　月　　日付け第　　　号をもって申請があったとおりとする。

２　供給確保計画認定番号

３　助成金対象事業の名称・事業番号

　　（大項目）

（中項目）

（小項目）

事業番号

４　助成事業期間 　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

５　交付決定額

助成事業に要する費用の額　　　金　　　　　　　　　円

助成対象費用の額　　　　　　　金　　　　　　　　　円

助成金の額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

助成率

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 助成事業に要する費用　　（円） | 助成対象費用（円） | 助成金（円） |
| 　　年度 |  |  |  |
| 　　年度 |  |  |  |
| 　　年度 |  |  |  |

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

６　助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）に助成率を乗じて得た額のいずれか低い額の合計額とする。

７　助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び本助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

　　(１)　交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。

　　(２)　適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

　　(３)　相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

　　(４)　機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。

　　(５)　助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。

８　助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、本助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

９　なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。（別紙）

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

(１)　助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

(２)　助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の５を超えて流用するときは、届け出ること。

(３)　助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。

(４)　助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。

(５)　助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。

(６)　助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならないこと。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適当である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができること。

(７)　機構は、助成事業者が前号の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならないこと。

(８)　前二号の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、助成事業者は、必要な措置を講ずるものとすること。

(９)　助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間保存しておくべきこと。

(10)　助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第３による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

(11)　助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、様式第４による実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

(12)　助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日以降で機構が指定する期日（第三号の助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日をいう。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第５による実績報告書を機構に提出すべきこと。

(13)　助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち会わせるときは、これに応ずべきこと。

(14)　助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

(15)　助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。

(16)　助成事業者は、交付規程第18条第１項又は第２項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、交付規程第17条第１項第十号の規定による場合はこの限りではない。

(17)　助成事業者は、機構が交付規程第18条第３項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。

(18)　助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

(19)　助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後５年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第６による届出書を機構に提出すべきこと。

(20)　 助成事業者は、助成事業で整備されたもの又は得られた成果を発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、事前に機構に対し別途定める方法により報告することとし、また、機構の事業で整備されたもの又は得られた成果であることを明示すること。

(21)　助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第15条第１項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとすることをいう。以下同じ。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

(22)　助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。

(23)　助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第７による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。

(24)　助成事業者は、助成事業の完了年度の翌年度以降助成事業に係る認定供給確保計画の継続生産の終了日が属する会計年度の終了日の翌日から起算して61日までに、又は機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の５月31日までに、当該助成事業により取得した取得財産等を当該計画の特定重要物資等の安定供給確保のための取組の内容に沿って使用しているかについて、様式第８による事業継続状況報告書を機構に提出すべきこと。

(25)　助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うこと。

(26)　助成事業者は、労務費の算定に当たっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。

(27)　助成事業者は、交付規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める施設等整備責任者又は主任研究者に委任することができること。ただし、様式第１、様式第７、様式第９（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）、様式第11－１及び様式第11－２を除く。

(28)　助成事業者は、助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。

(29)　複数年度交付決定の場合において、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。

(30)　助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。

(31)　助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定）に基づき調査を行うこと。

(32)　助成事業者は、助成事業を行うに当たっては、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」(平成20年12月３日制定)に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為をいう。以下同じ。)の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。

(33)　助成事業者は、交付規程第７条第２項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

(34)　助成事業者が、認定供給確保計画に従い安定供給確保を図ろうとする品目（当該品目が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和４年政令第394号）第１条第６号に掲げる特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラムである場合に限る。）の生産実績がない者である場合は、本助成金に係る機構に対する債務は、当該助成事業者と経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）第９条第１項の認定（同法第10条第１項による変更の認定を含む。）の申請において、代表申請者が認定供給確保計画に基づく事業が実施できなくなった場合に代わりに当該事業を引き継いで実施することができる旨の誓約書等を提出した共同申請者の連帯債務となること。

(35)　交付の決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の５の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

(36)　助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省に対して提供することに同意すること。

(37)　助成事業者は、機構又は経済産業省が、実施状況の報告の要求又は助成事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状況の報告又は当該指導及び助言を踏まえて助成事業を実施すること。